

特別指定区域一覧表

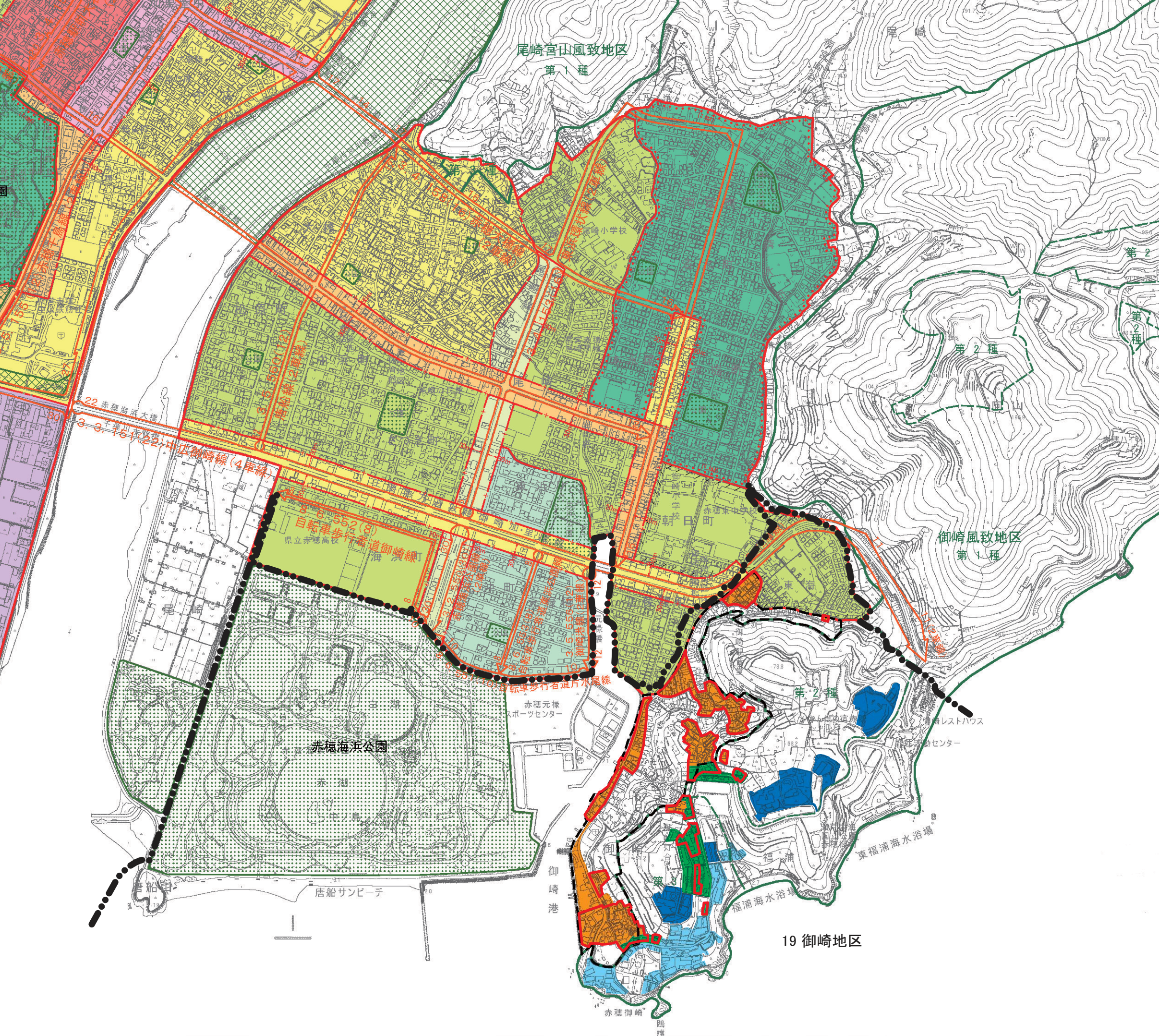
市 町 名	赤穂市		
特別指定区域の名称及び条例別表第3の該当区分	土地の区域	建築物の用途	備 考
御崎地区 条例別表第3の3の項 (地域活力再生等区域 : 地縁者住宅の区域)	御崎字三崎山、字西町、 字間ノ山、字東海山、字 寺山、字中町山、字中丁 及び字東海の各一部並 びに尾崎字高臺の一部	1 地縁者住宅(戸建住宅) 平成27年兵庫県条例第21 号による改正前の条例(以 下「旧条例」という。)別表 第3の1の項に規定する建 築物	平成20年3月 25日指定 今回変更申 出区域
御崎地区 条例別表第3の8の項 (地域資源活用区域 : 一般タイプ)	御崎字三崎山及び字東 福浦山の各一部	次に掲げる建築物 1 店舗等で延べ面積500 ㎡以下のもの 2 ホテル、旅館で延べ面 積500㎡以下のもの 3 公衆浴場で延べ面積 500㎡以下のもの 4 アトリエ・工房で延べ 面積500㎡以下のもの 5 ギャラリーで延べ面積 500㎡以下のもの 6 休憩所で延べ面積500 ㎡以下のもの	今回申出区 域
御崎地区 条例別表第3の8の項 (地域資源活用区域 : 大規模タイプ)	御崎字三崎山、字東福浦 山、字万五郎谷及び字大 塚の各一部	次に掲げる建築物 1 店舗等で延べ面積500 ㎡以下のもの 2 市内生産品の売場を常 時設置する店舗で延べ面 積1,500㎡以下のもの 3 ホテル、旅館で延べ面 積1,500㎡以下のもの 4 公衆浴場で延べ面積 500㎡以下のもの 5 アトリエ・工房で延べ 面積500㎡以下のもの 6 ギャラリーで延べ面積 500㎡以下のもの 7 休憩所で延べ面積500 ㎡以下のもの	今回申出区 域

特別指定区域の名称及び条例別表第3の該当区分	土地の区域	建築物の用途	備考
御崎地区 条例別表第3の9の項 (複合型区域 : 地域活力再生等区域+ 地域資源活用区域)	御崎字三崎山、字間ノ山 及び字東福浦山の各一部	次に掲げる建築物 1 新規居住者の住宅で延べ面積280㎡以下のもの 2 店舗等で延べ面積280㎡以下のもの 3 ホテル、旅館で延べ面積280㎡以下のもの 4 公衆浴場で延べ面積280㎡以下のもの 5 アトリエ・工房で延べ面積280㎡以下のもの 6 ギャラリーで延べ面積280㎡以下のもの 7 休憩所で延べ面積280㎡以下のもの	今回申出区域

変更前後対照表

	特別指定区域の名称及び条例別表第3の該当区分	土地の区域	建築物の用途	備考
変更前	御崎地区 条例別表第3の3の項 (旧条例別表第3の1の項)	御崎字三崎山、字西町、字間ノ山、 <u>字東福浦山</u> 、 <u>字東海山</u> 、字寺山、字中町山、字中丁及び字東海の各一部並びに尾崎字高臺の一部	1 地縁者住宅(戸建住宅) 平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例(以下「旧条例」という。)別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日指定
変更後	御崎地区 条例別表第3の3の項	御崎字三崎山、字西町、字間ノ山、字東海山、字寺山、字中町山、字中丁及び字東海の各一部並びに尾崎字高臺の一部	1 地縁者住宅(戸建住宅) 平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例(以下「旧条例」という。)別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日指定 今回変更申出
(新規)	御崎地区 条例別表第3の8の項 (地域資源活用区域：一般タイプ)	御崎字三崎山及び字東福浦山の各一部	次に掲げる建築物 1 店舗等で延べ面積500㎡以下のもの 2 ホテル、旅館で延べ面積500㎡以下のもの 3 公衆浴場で延べ面積500㎡以下のもの 4 アトリエ・工房で延べ面積500㎡以下のもの 5 ギャラリーで延べ面積500㎡以下のもの 6 休憩所で延べ面積500㎡以下のもの	今回指定申出
(新規)	御崎地区 条例別表第3の8の項 (地域資源活用区域：大規模タイプ)	御崎字三崎山、字東福浦山、字万五郎谷及び字大塚の各一部	次に掲げる建築物 1 店舗等で延べ面積500㎡以下のもの 2 市内生産品の売場を常時設置する店舗で延べ面積1,500㎡以下のもの 3 ホテル、旅館で延べ面積1,500㎡以下のもの 4 公衆浴場で延べ面積500㎡以下のもの 5 アトリエ・工房で延べ面積500㎡以下のもの 6 ギャラリーで延べ面積500㎡以下のもの 7 休憩所で延べ面積500㎡以下のもの	今回指定申出

	特別指定区域の名称及び条例別表第3の該当区分	土地の区域	建築物の用途	備考
(新規)	御崎地区 条例別表第3の9の項 (複合型区域 : 地域活力再生等区域 + 地域資源活用区域)	御崎字三崎山、字間ノ山及び字東福浦山の各一部	次に掲げる建築物 1 新規居住者住宅で延べ面積280㎡以下のもの 2 店舗等で延べ面積280㎡以下のもの 3 ホテル、旅館で延べ面積280㎡以下のもの 4 公衆浴場で延べ面積280㎡以下のもの 5 アトリエ・工房で延べ面積280㎡以下のもの 6 ギャラリーで延べ面積280㎡以下のもの 7 休憩所で延べ面積280㎡以下のもの	今回指定申出



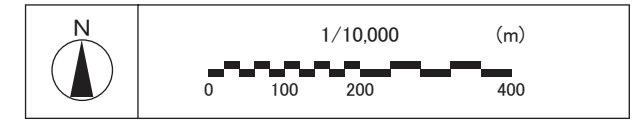
凡 例	
	都市計画区域界
	市街化区域界
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画街路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	地形地物による場合
	その他の場合
	1.0Mの外壁の後退距離
	容積率 建ぺい率
	風致地区

西播都市計画(赤穂市)用途地域図(その2)

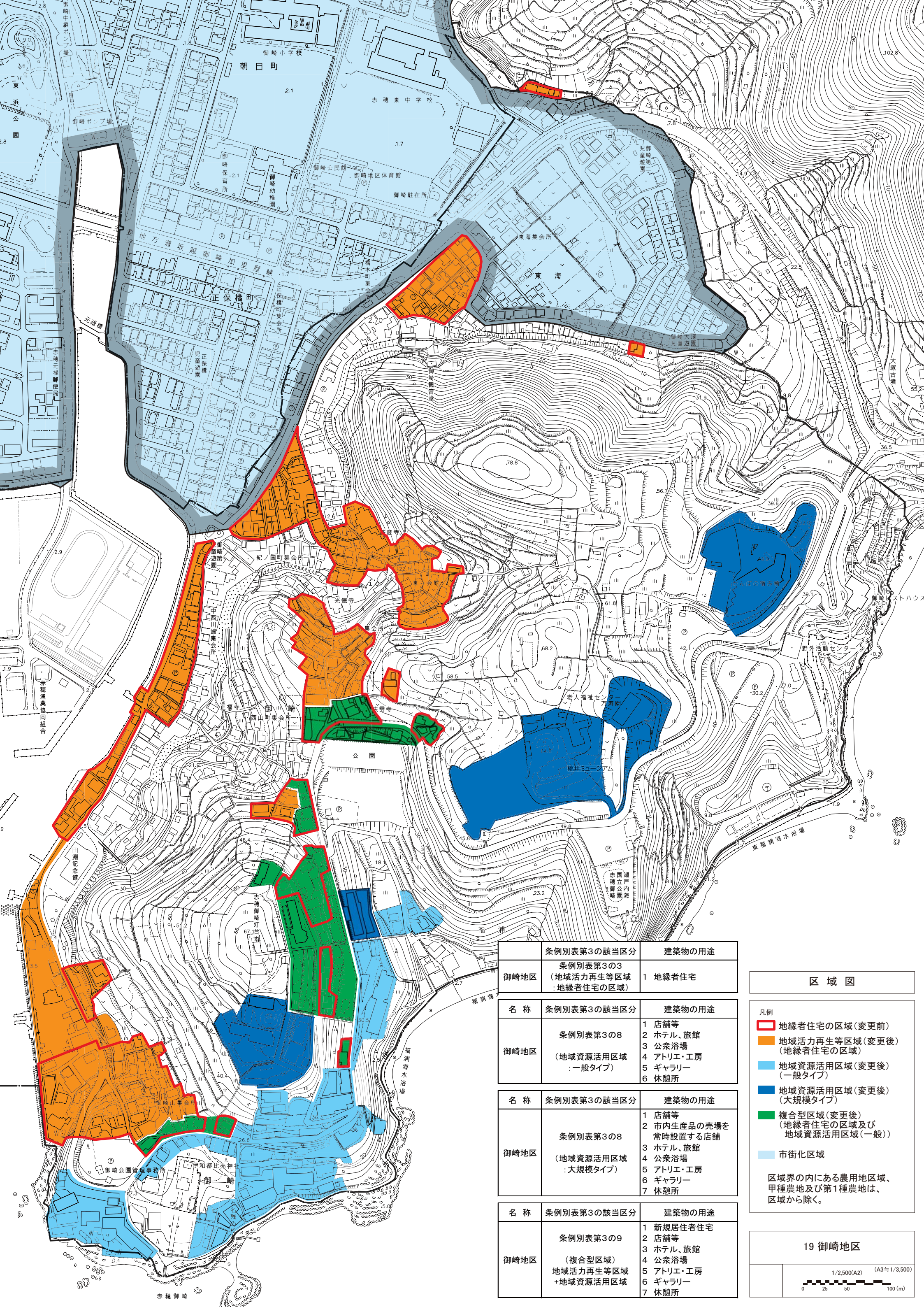
位置図

	既に指定している特別指定区域 (地縁者住宅の区域)
	今回変更する特別指定区域 (地域活力再生等区域(地縁者住宅))
	今回変更する特別指定区域 (地域資源活用区域(一般タイプ))
	今回変更する特別指定区域 (地域資源活用区域(大規模タイプ))
	今回変更する特別指定区域 (複合型区域) 地域活力再生等区域+地域資源活用区域
	大字界

19 御崎地区



19 御崎地区



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
御崎地区	条例別表第3の3 (地域活力再生等区域 :地縁者住宅の区域)	1 地縁者住宅
名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
御崎地区	条例別表第3の8 (地域資源活用区域 :一般タイプ)	1 店舗等 2 ホテル、旅館 3 公衆浴場 4 アトリエ・工房 5 ギャラリー 6 休憩所
名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
御崎地区	条例別表第3の8 (地域資源活用区域 :大規模タイプ)	1 店舗等 2 市内生産品の売場を 常時設置する店舗 3 ホテル、旅館 4 公衆浴場 5 アトリエ・工房 6 ギャラリー 7 休憩所
名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途
御崎地区	条例別表第3の9 (複合型区域) 地域活力再生等区域 +地域資源活用区域	1 新規居住者住宅 2 店舗等 3 ホテル、旅館 4 公衆浴場 5 アトリエ・工房 6 ギャラリー 7 休憩所

区域図

凡例

- 地縁者住宅の区域(変更前)
- 地域活力再生等区域(変更後)
(地縁者住宅の区域)
- 地域資源活用区域(変更後)
(一般タイプ)
- 地域資源活用区域(変更後)
(大規模タイプ)
- 複合型区域(変更後)
(地縁者住宅の区域及び
地域資源活用区域(一般))
- 市街化区域

区域界の内にある農用地区域、
甲種農地及び第1種農地は、
区域から除く。

19 御崎地区

1/2,500(A2) (A3≒1/3,500)

0 25 50 100(m)